

国有林材等の安定供給システムによる販売について

国有林材等の安定供給システムによる販売（１次募集）を次のとおり実施します。

〔 目 的 〕

国有林材等の安定供給システムによる販売は、国有林材等の需要・販路の確保・拡大を図り、併せて、地域における中核的な素材生産・素材流通・製材・高次加工の担い手の育成、流域管理システムの推進等に資することを目的とし、年間を通じた間断のない供給を念頭に、平成２４年度１次募集を行うものです。

なお、森林・林業再生プランに示されている、民有林と国有林が連携した木材の安定供給体制づくりを推進するため、民有林材を一部含め、一層のロットの拡大を図っています。

〔間伐材証明〕

間伐の推進については、地球温暖化防止を含めた森林の公益的機能の発揮の観点から近年重要性を増しており、また間伐材の利用についても一層の推進を図る必要があることから、国有林材の間伐対象林分より出材される全ての素材に対して間伐材の証明を付します。

１． 協定締結期間 自 協定締結日 至 平成２５年３月３１日

２． 出材区分及び予定署、予定数量

【スギ：一般材】

（数量：m³）

署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量
熊本南部	2,000	宮 崎	15,000	都 城	7,000		

合 計 24,000m³

※スギ一般材とは、山元において直材及び曲がり材に仕訳し、直材（曲がり矢高長級の１％の範囲内）のみを山元で供給するシステムで、供給材を必要とする者が流通の簡素化、製材コストの合理化を図る等の企画を提案して協定を締結するものである。

【スギ：曲がり材】

（数量：m³）

署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量
熊本南部	500	都 城	1,000	宮 崎	1,500		

合 計 3,000m³

※スギ曲がり材とは、山元において直材及び曲がり材に仕訳し、曲がり材のみを山元で供給するシステムで、供給材を必要とする者が流通の簡素化、製材コストの合理化を図る等の企画を提案して協定を締結するものである。

【スギ：直・曲がりセット材】

（数量：m³）

署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量
熊 本	4,500	熊本南部	国 300 民 200 計 500	宮崎北部	8,900	西都児湯	12,000
都 城	5,000	宮崎南部	9,700	北 薩	5,300	鹿 児 島	4,500
大 隅	7,400	長 崎	民 600				

合 計 58,400m³（国有林材 57,600m³ 民有林材 800m³）

※スギ直・曲がりセット材とは、柱適材等の通直材（Ａ材）と市場でＢ材・Ｃ材と言われる曲がり材とを同時に採材し供給するシステムで、供給材を必要とする者が流通の簡素化、製材コストの合理化を図る等の企画を提案し協定を締結するものである。

【スギ：曲がり込み材】

（数量：m³）

署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量
福 岡	1,800	佐 賀	1,400	長 崎	700	熊 本	1,300
大分西部	国 3,000 民 1,000 計 4,000	大 分	4,200	屋 久 島	4,500		
熊本南部	民 260	鹿 児 島	民 100	大 隅	民 1,180		

合 計 19,440m³（国有林材 16,900m³ 民有林材 2,540m³）

※スギ曲がり込み材とは、特に曲がりの多いと見込まれる林分から生産されるスギ材について、市場でＢ材・Ｃ材と言われる曲がり材を含んで採材し供給するシステムで、供給材を必要とする者が流通の簡素化、製材コストの合理化を図る等の企画を提案し協定を締結するものである。

【ヒノキ：一般材】

(数量：m³)

署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量
熊本南部	500						

合 計 500m³

※ヒノキ一般材とは、山元において直材及び曲がり材に仕訳し、直材（曲がり矢高長級の1%の範囲内）のみを山元で供給するシステムで、供給材を必要とする者が流通の簡素化、製材コストの合理化を図る等の企画を提案して協定を締結するものである。

【ヒノキ：曲がり材】

(数量：m³)

署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量
熊本南部	300						

合 計 300m³

※ヒノキ曲がり材とは、山元において直材及び曲がり材に仕訳し、曲がり材のみを山元で供給するシステムで、供給材を必要とする者が流通の簡素化、製材コストの合理化を図る等の企画を提案して協定を締結するものである。

【ヒノキ：直・曲がりセット材】

(数量：m³)

署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量
福 岡	900	佐 賀	1,700	長 崎	国 4,300 民 2,100 計 6,400	熊 本	1,100
熊本南部	4,200	大分西部	800	大 分	1,500	宮崎北部	100
西都児湯	1,500	宮 崎	500	都 城	3,100	北 薩	2,700
鹿 児 島	800	大 隅	400				

合 計 25,700m³ (国有林材 23,600m³ 民有林材 2,100m³)

※ヒノキ直・曲がりセット材とは、柱適材等の通直材(A材)と市場でB材・C材と言われる曲がり材とを同時に採材し供給するシステムで、供給材を必要とする者が流通の簡素化、製材コストの合理化を図る等の企画を提案して協定を締結するものである。

【ヒノキ：2m材】

(数量：m³)

署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量	署(支)	数 量
大分西部	200	大 分	100	都 城	400	北 薩	600

合 計 1,300m³

※ヒノキ2m材とは、ヒノキ2m材のみを山元で供給するシステムで、供給材を必要とする者が流通の簡素化、製材コストの合理化を図る等の企画を提案して協定を締結するものである。

【ヒノキ：小径材】

大分西部	700	大 分	300		
------	-----	-----	-----	--	--

合 計 1,000m³

※ヒノキ小径材とは、ヒノキ3m4m・8cm～13cmのみを山元で供給するシステムで、供給材を必要とする者が流通の簡素化、製材コストの合理化を図る等の企画を提案して協定を締結するものである。

【スギ・ヒノキ：C材等未利用材】

(数量：m³)

署(支)	樹種	数 量	署(支)	樹種	数 量	署(支)	樹種	数 量
福岡	スギ	800	佐賀	スギ	230	長崎	スギ	180
	ヒノキ	200		ヒノキ	170		ヒノキ	820
	計	1,000		計	400		計	1,000
熊本	スギ	2,200	熊本南部	スギ	国民 計 1,200 350 1,550	大分西部	スギ	国民 計 900 60 960
	ヒノキ	600		ヒノキ	国 3,000		ヒノキ	国 100
	計	2,800		計	国民 計 4,200 350 4,550		計	国民 計 1,000 60 1,060
大分	スギ	700	宮崎北部	スギ	1,350	西都児湯	スギ	1,800
	ヒノキ			ヒノキ	50		ヒノキ	200
	計	700		計	1,400		計	2,000
宮崎	スギ	2,900	都城	スギ	5,000	宮崎南部	スギ	2,900
	ヒノキ	100		ヒノキ	3,500		ヒノキ	
	計	3,000		計	8,500		計	2,900
北薩	スギ	2,500	鹿児島	スギ	国民 計 1,300 100 1,400	大隅	スギ	国民 計 2,200 690 2,890
	ヒノキ	1,500		ヒノキ	国 1,700		ヒノキ	
	計	4,000		計	国民 計 3,000 100 3,100		計	国民 計 2,200 690 2,890

合 計 39,300m³ (スギ27,360m³ ヒノキ11,940m³)
(国有林材スギ26,160m³ ヒノキ11,940m³ 民有林材スギ1,200m³)

※C材等未利用材とは、間伐林分等に残されていた曲がり小径木等の未利用資源を山土場まで搬出し山元で供給するシステムで、供給材を必要とする者が木質バイオマス原料や製紙用原料等の企画を提案して協定を締結するものである。

【民有林出材者の内訳】

民有林所有者	樹 種	数量 (m ³)	出材区分	出材箇所
長崎県林業公社	スギ	600	直・曲がりセット	長崎県 対馬市
	ヒノキ	2,100	直・曲がりセット	
	計	2,700		
田島山業株式会社	スギ	900	直・曲がり込み材	大分県 日田市
	計	900		
久恒森林株式会社	スギ	100	直・曲がり込み材	大分県 中津市
	C材	60		
	計	160		
九州横井林業株式会社	スギ	260	直・曲がり込み材	熊本県 球磨郡五木村
	C材	150		
	計	410		

井上林産株式会社	ス ギ	200	直・曲がりセット	熊本県 球磨郡 山江村
	C材	200		
	計	400		
株式会社 宗	ス ギ	100	直・曲がり込み材	鹿児島県 鹿児島市
	C材	100		
	計	200		
鹿児島県 大隅地域振興局	ス ギ	1,180	直・曲がり込み材	鹿児島県 肝属郡 肝付町
	C材	690		
	計	1,870		

3. 対象とする製材工場、素材生産を実施するもの等

実施要領に基づき、製材工場、素材生産を実施するもの等は、それぞれ当該各号の掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 製材工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合及び国産材原木流通の拠点となっている原木市場（以下「製材工場等」という。）に対して行う製品販売

ア 製材工場等のうち製材工場及び協同組合

- ① 林産物売払い一般競争参加資格を有していること
- ② JAS認定工場であること（出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合）
- ③ 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること
- ④ 社会保険等に加入していること
- ⑤ 次の事項のいずれかに該当していること

(ア) 集成材、機械プレカット加工等高次加工を行っている工場

集成材、機械プレカット、フローリング、幅はぎ、焼き板、防虫・防腐等薬品処理した製品等の生産、出荷を自社において一貫して行っている場合又は集成材等の製造業者へ製材品を出荷している場合

(イ) 製品規格等品質管理を徹底し、乾燥材の安定出荷に取り組んでいる工場

品質管理を徹底するとともに、品質の向上を図るため、乾燥を行い、修正挽き、プレナー掛け等を行った製材品を生産、出荷している場合

(ウ) 製材加工のシステム化等により、量産化、低コスト化を図っている工場

製材加工のシステム化、生産ラインの自動制御等新たな生産方式により、量産化、低コスト化を図っている場合

(エ) 以下のような新規需要の開発、販路の開拓等に努めている工場

- a 営業力、設計能力を有する木造住宅ビルダーと提携し、安定的な出荷を行っている工場
- b 原材料の計画的転換又は加工度を高め資源の有効活用を図っている工場
- c 製品の管外移出等に積極的に取り組んでいる工場

イ 製材工場等のうち原木市場

地域の中核的流通拠点となっている原木市場であって、人工林一般材について相当量の取扱い実績があるもの

- (2) 素材生産を実施するもの、製材工場及び製材品需要者が共同したものに対して行う製品販売

ア 素材生産を実施するもの

- ① 林産物売払い一般競争参加資格を有していること
- ② 次の条件に適合し、素材生産の実施体制が確立されること

- (7) 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること
- (イ) 素材生産に相当の実績を有し、かつ、事業実行結果が良好であること

イ 製材工場

- ① 林産物売払い一般競争参加資格を有していること
- ② 次の条件に適合し、製材の実施体制が確立されていること
- (7) JAS認定工場であること（出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合）
- (イ) 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること
- (ウ) 社会保険等に参加していること

ウ 製材品需要者

- ① 上記アの素材生産を実施するもの及びイの製材工場と素材及び製材品に関する販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること
- ② 以下の条件に適合し、最終製品の生産、販売の実施体制が確立されていること
- (7) 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること
- (イ) 社会保険等に参加していること
- ③ 次の事項のいずれかに該当していること
- (7) 一般材及び低質材の利用促進を図っている製材品需要者
集成材、LVL、MDF等による低質材の高付加価値化と利用拡大、若しくは、最終製品を見込んだ効率的な採材、木取り等により、木材資源を有効に利用した製造を行っている場合
- (イ) 積極的に販売促進活動等を行い需要拡大に取り組んでいる製材品需要者
最終製品の積極的な宣伝活動や注文への即時の対応及びアフターケア体制の整備等により積極的な販売促進活動を行っている場合
- (ウ) 新技術等の開発・導入を積極的に行い高付加価値化を図っている製材品需要者
新たな乾燥技術やプレカット等の加工技術等の開発・導入、木材の新用途開発及び新製品の開発等に積極的に取り組んでいる場合

4. 申請申し込み

- (1) 各森林管理署、支署に備え付けてある申請書に必要事項を記入し、申請書に記してある必要書類を添付の上、最寄りの森林管理署長等を経由し九州森林管理局長あて申し込んで下さい。

なお、民有林材の申請については、九州森林管理局長あて直接申し込んで下さい。

- (2) 申請区分毎に『企画提案書（任意様式）』を作成し申請書に添付して下さい。

申請書の提出に際しては、暴力団排除に関する誓約事項（別紙１）の内容を確認の上、添付して下さい。なお、添付された暴力団排除に関する誓約事項（別紙１）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合、協定を解除することがあります。

また、協定に基づく売買契約においては、暴力団排除に関する特約条項（別紙２）を付して締結することとなります。

- (3) 企画提案に伴い、協定締結時における協定価格検討過程について、各森林管理署、支署に備え付けてある申請添付資料『原木価格検討表』を作成し添付して下さい。

5. 国有林材について、九州森林管理局長が東日本大震災の復旧・復興用資材として供給することが必要と認めた場合、協定にかかわらず他に供給することがあります。

6. 協定の締結 申請に基づき資格審査を行い協定締結を行います。
1 協定量については、1,000m³以上とします。(スギ・ヒノ
キ及びC材等未利用材)

7. 申請期限 平成24年 9月 3日(月)

平成24年 8月20日

熊本市西区京町本丁2番7号
九州森林管理局長